

## 警報等の発表時における安全確保について

★テレビ・ラジオ・インターネットで「三重県」「居住するその他の地区」の警報・注意報を確認してください。

(1) 学校が始まる前に以下の警報等が発表されている場合は、学校に登校してはいけな  
い。

(警報内容)

「レベル5大雨特別警報」「暴風特別警報」「暴風雪特別警報」「大雪特別警報」  
「レベル4大雨危険警報」「暴風警報」「暴風雪警報」

(2) 上記(1)の警報内容が解除された場合は、すぐに登校すること。

終日授業日は午前 11 時、午前授業日は、午前 8 時を過ぎてから解除された場合は休校とする。

(3) 上記(2)の場合でも、学校へ来るのに危険がある(道路が水につかったり、橋が壊れたり、木が倒れたりする)時や、電車・バスなどが動かない時には学校に登校しなくてもよい。

(4) 学校に来る途中で上記(1)が発表された場合は、気をつけて家に帰ること。

(5) 学校にいる時に上記(1)が発表された場合は、学校の指示に従うこと。

(6) 大雪の際の対応について

1. 「大雪特別警報」・「暴風雪特別警報」・「暴風雪警報」が発表されている場合、上記の通りに対応する。

2. 大雪特別警報・暴風雪警報が発表されていない場合

①安全第一で行動すること。

②次の場合は、自宅待機すること。

・三岐鉄道が運休

・自転車や徒歩での登校が困難

・保護者等による送迎が困難

③その他

・学校周辺の状況から、授業実施の可否決定ができた場合には「すぐーる」で連絡する。(7時30分までに)

## 南海トラフ地震臨時情報・発表時における安全確保について

気象庁が、「南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合」と、「観測された異常な現象の調査結果を発表する場合」に、南海トラフ地震臨時情報を発表します。その際の対応については、以下の通りとします。

南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表される

- \* 南海トラフ沿いでマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合
- \* 海域のひずみ計に有意な変化を観測した場合



- ・ 注意対応を取りながら学校活動を継続します。
- ただし、発生した地震による被害や地震関連情報等の状況によっては、下校や休校の措置を講じる場合があります。

調査の結果によって、下記の(1)～(3)の対応を取ります。



(1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき

### 在校中

- ・ 生徒を安全に下校させる
- ・ 安全に下校させることができない場合は、待機(もしくは二次避難)させる
- ・ 1 週間程度、臨時休業。この期間中は、学校を避難所として開設する

### 在宅中

- ・ 登校しない。

(2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき

- ・ 注意対応を取りながら、学校活動を継続します。ただし、発生した地震による被害や地震関連情報等の状況によっては、下校や休校の措置を講じる場合もあります。

(3) 南海トラフ地震臨時情報(調査終了)が発表されたとき

- ・ 平常の学校活動を継続します。